

12番 菊池 伸也君.....	44
7番 平山 晶邦君.....	50
散 会.....	54

第3号 6月4日(金)

○議事日程(第3号).....	55
○本日の会議に付した事件.....	55
○出席議員.....	55
○欠席議員.....	55
○説明のため出席した者.....	55
○事務局職員出席者.....	56
開 議.....	56
○日程第 1 一般質問 3番 鈴木 二郎君.....	56
2番 深谷 渉君.....	62
散 会.....	73

第4号 6月7日(月)

○議事日程(第4号).....	75
○本日の会議に付した事件.....	75
○出席議員.....	75
○欠席議員.....	75
○説明のため出席した者.....	75
○事務局職員出席者.....	76
開 議.....	76
○日程第 1 議案質疑 報告第2号ないし議案第38号(一括上程).....	76
質 疑 26番 宇野 隆子君.....	76
討 論 26番 宇野 隆子君.....	80
採 決.....	81
散 会.....	82

第5号 6月11日(金)

○議事日程(第5号).....	83
○本日の会議に付した事件.....	83
○出席議員.....	83
○欠席議員.....	83
○説明のため出席した者.....	84

○事務局職員出席者.....	8 4
開 議.....	8 4
○日程第 1 委員長報告 議案第36号ないし議案第38号並びに請願第3号	
総務委員長 菊池 伸也君.....	8 4
質 疑 26番 宇野 隆子君.....	8 5
討 論 26番 宇野 隆子君.....	8 7
討 論 2番 深谷 渉君.....	8 8
採 決.....	9 0
○日程第 2 議案第39号.....	9 0
提案理由説明.....	9 0
採 決.....	9 1
○日程第 3 議員提案第3号.....	9 1
提案理由説明.....	9 1
採 決.....	9 3
○追加日程 議員提案第4号.....	9 3
提案理由説明.....	9 3
質 疑 26番 宇野 隆子君.....	9 4
採 決.....	9 5
閉 会.....	9 6

資 料

議案等委員会付託表.....	9 9
一般質問発言通告者及び発言要旨.....	1 0 0
総務委員会審査報告書.....	1 0 3
農業農村整備事業予算の確保を求める意見書.....	1 0 4
永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書.....	1 0 5

常陸太田市告示第72号

平成22年第2回常陸太田市議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年5月25日

常陸太田市長 大久保 太一

1. 期 日 平成22年6月1日
2. 場 所 常陸太田市議会議場

平成22年第2回常陸太田市議会定例会会期日程

平成22年6月1日

月 日	曜	会 議 別	主 な 内 容
6月 1日	火	本 会 議	1.開 会 2.会期の決定 3.議案説明
6月 2日	水	休 会	
6月 3日	木	本 会 議	1.一般質問
6月 4日	金	本 会 議	1.一般質問
6月 5日	土	休 会	
6月 6日	日	休 会	
6月 7日	月	本 会 議	1.議案質疑 2.委員会付託
6月 8日	火	委 員 会	1.総務委員会 2.文教民生委員会
6月 9日	水	委 員 会	1.産業水道委員会 2.建設委員会
6月10日	木	休 会	
6月11日	金	本 会 議	1.委員長報告(質疑・討論・採決) 2.閉 会

平成22年第2回常陸太田市議会定例会会議録

平成22年6月1日(火)

議事日程(第1号)

平成22年6月1日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市市税条例の一部を改正する条例)
- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度常陸太田市一般会計補正予算(第8号))
- 報告第 6 号 平成21年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 7 号 平成21年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 8 号 平成21年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 議案第 3 6 号 常陸太田市職員の育児休業等に関する条例及び常陸太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 7 号 消防ポンプ自動車購入契約について
- 議案第 3 8 号 平成22年度常陸太田市一般会計補正予算(第1号)について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第2号ないし報告第8号(一括上程・提案理由説明)
- 日程第 3 議案第36号ないし議案第38号(一括上程・提案理由説明)

出席議員

議 長	黒 沢 義 久 君	副議長	茅 根 猛 君
1 番	木 村 郁 郎 君	2 番	深 谷 涉 君
3 番	鈴 木 二 郎 君	4 番	荒 井 康 夫 君
5 番	益 子 慎 哉 君	6 番	深 谷 秀 峰 君

7番	平山晶邦君	8番	成井小太郎君
10番	高星勝幸君	12番	菊池伸也君
13番	関英喜君	14番	片野宗隆君
15番	平山伝君	16番	山口恒男君
17番	川又照雄君	18番	後藤守君
20番	小林英機君	21番	沢畠亮君
23番	梶山昭一君	24番	高木将君
25番	生田目久夫君	26番	宇野隆子君

欠席議員

9番	福地正文君	22番	立原正一君
----	-------	-----	-------

説明のため出席した者

市長	大久保太一君	副市長	梅原勤君
教育長	中原一博君	総務部長	大森茂樹君
市民生活部長	豊田紀雄君	保健福祉部長	安田隆君
産業部長	江幡治君	建設部長	菊池拓夫君
会計管理者	岡部芳雄君	水道部長	大和田猛君
消防長	菊池勝美君	教育次長	川上明文君
秘書課長	宇野智明君	総務課長	山崎修一君
監査委員	中村弘君		

事務局職員出席者

事務局長	時野谷彰	副参事兼総務係長	吉成賢一
主査兼議事係長	関勝則		

午前10時開会

議長（黒沢義久君）ご報告いたします。

ただいま出席議員は24名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承願います。9番福地正文君、22番立原正一君、以上2名であります。

よって、定足数に達しております。

これより平成22年第2回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（黒沢義久君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第 8 1 条の規定により

8 番 成 井 小太郎 君 2 3 番 梶 山 昭 一 君

の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長（黒沢義久君） 諸般の報告を行います。

最初に、議長会の経過についてご報告いたします。

去る 4 月 1 4 日、高萩市において県北市議会議長会が、同じく 1 6 日、水戸市において茨城県市議会議長会が、同じく 2 7 日、前橋市において関東市議会議長会が、さらに 5 月 2 6 日、東京都において全国市議会議長会が開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました印刷物によりご承知願います。

次に、5 月 1 0 日付で、ひたちなか市高場 2 5 8 1 の 2 7、「日本の子供の未来を・守る会」渡部恵氏から、選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出を求める陳情書、永住外国人への地方参政権の付与に反対する意見書の提出を求める陳情書、子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情書、人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出を求める陳情書が、お手元に配付してあります写しのとおり提出されておりますのでご報告いたします。

次に、監査委員から、平成 2 1 年度定期監査報告書、平成 2 1 年度行政監査報告書及び平成 2 2 年 3 月、4 月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますのでご報告いたします。

次に、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、財団法人里美ふるさと振興公社、株式会社水府振興公社、有限会社バイオマスリサイクルセンターの、それぞれの経営状況を説明する書類がお手元に配付いたしてありますとおり提出されておりますのでご報告いたします。

次に、地方自治法第 1 2 1 条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたのでご報告いたします。

市 長	大久保 太 一 君	副 市 長	梅 原 勤 君
教 育 長	中 原 一 博 君	総 務 部 長	大 森 茂 樹 君
市民生活部長	豊 田 紀 雄 君	保健福祉部長	安 田 隆 君
産 業 部 長	江 幡 治 君	建 設 部 長	菊 池 拓 夫 君
会 計 管 理 者	岡 部 芳 雄 君	水 道 部 長	大 和 田 猛 君
消 防 長	菊 池 勝 美 君	教 育 次 長	川 上 明 文 君
秘 書 課 長	宇 野 智 明 君	総 務 課 長	山 崎 修 一 君
監 査 委 員	中 村 弘 君		

以上、1 5 名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

市長あいさつ

議長（黒沢義久君） この際、市長より招集のごあいさつをお願いいたします。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 第2回の定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。そして、日ごろから市政の進展とその円滑な運営のため格別なるご高配をいただいております、心から感謝を申し上げる次第でございます。

また、このたび全国市議会議長会から市議会議員在籍20年以上で表彰されました宇野隆子議員、同じく在職10年以上で表彰されました立原正一議員、沢島亮議員、小林英機議員、黒沢義久議員、後藤守議員、川又照雄議員におかれましては、永年の議員活動のご功績によるものでございまして、心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

さて、国内の経済はようやく企業収益の改善が見られるものの、依然として厳しいものがあります。長引く不況のため、多くの自治体においても、地方税収の減収、減少などによりまして、厳しい財政運営を強いられております。

こうした中、本市におきましては、財政状況の厳しさを十分に認識いたしまして、市政を経営するという感覚を強く持って、活力ある常陸太田市を創出するためのさまざまな施策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

まず、本市におきましては、人口の減少が顕著でありまして、少子化、人口減少対策が重要な課題となっております。すぐに解決できるものではございませんが、将来を見据えた取り組みとして、第3子以降の保育園児と幼稚園児の保育料無料化を実施いたしました。また、若者子育て、高齢者とそれぞれの世代が、安心、安全に生活できるよう配慮いたしました市営住宅磯辺町団地が完成いたしまして、本日が入居者へのかぎの引き渡しとなっております。さらには、市内の民間住宅に入居される新婚家庭への家賃の助成、市内に住宅を取得して定住される方への固定資産税額2分の1相当額の助成、保育園の保育時間延長など子育て家庭に対する経済的な支援と住まいの提供等の取り組み等を進めているところでございます。

次に、交流人口の拡大につきましては、従来から実施しておりますイベントに加えまして、新しい取り組みをスタートさせたところでございます。事例について幾つか報告をさせていただきます。

竜神峡鯉のぼり祭り期間中の大吊橋渡橋者が前年より2,824人増えまして、全体では期間中4万1,069人の渡橋者を見ることができました。本市にとって大変ありがたいことだというふうに考えております。また、5月8日、9日には、西河内中町で早稲田塾関係者との米づくりによる農業体験交流が行われまして、都市部からたくさんの方々に参加をいただいております。さらに、ワーキングホリデーでは、農業に関心のあるボランティア15名がブドウとナシの農作業を支援しながら農家との交流を深めております。

これらの事業は、参加者と地元住民のふれあいが図られまして、地域経済の活性化と本市の魅力発信のためには大変重要なことだと考えているところでございます。

また、プラトーさとみと西山の里桃源のリニューアルにつきましては、設備とお客様へのサー

ビスの向上を図るために実施いたしました。観光名所としての魅力と集客力のさらなるアップに取り組んでまいることがございます。

次に、地球温暖化防止対策につきましては、エネルギー効率が高く温室ガスの排出抑制につながる太陽光発電システムと高効率給湯器の設置者に対する補助制度を新設いたしました。現在のところ、太陽光発電システム9件、給湯器59件の申し込みがございまして、市民の期待の大きさと環境保全に対する意識の高さを感じているところでございます。当初予算で見込みました予想を上回る申し込みがございまして、今回増額補正をご提案させていただいたところでございます。

次に、宮崎県で猛威を振るっています家畜の伝染病「口蹄疫」につきましては、今のところ県内での感染の疑いや風評被害の報告はございませんが、本市においても感染の拡大を防ぐ対策として、消毒剤などの配布を開始したところでございます。

住民の運動やスポーツの参加率を競う健康スポーツチャレンジデーにつきましては、5月26日に宮城県東松島市と対戦いたしました。本市の参加率は36.6%でございまして、昨年より0.7%増加し、昨年の北斗市との対戦に続きまして2年連続で勝利をおさめております。だれもが健康で暮らせる町を目指し、日常的な運動とスポーツの習慣づくりが図られるように努めてまいりたいと思っております。

次に、宮の郷工業団地への木材乾燥施設の整備につきましては、八溝多賀木材乾燥協同組合が事業主体となりまして、今年度中に年間乾燥量が5,000立方メートルの施設が完成いたします。徐々に乾燥量を増やしまして、平成26年度には1万立方メートルが見込まれている施設でございます。あわせて、県森林組合連合会の木材共販所の移転も行われることとなっております。本年度中に完成し、5年後には5万立方メートルの取り扱いをすることとなっております。地場産木材の利用促進が図られるものと期待をしているところでございます。

最後に、市民と行政による協働のまちづくりを進めるために、地域の活動拠点であります集会所の整備に対しまして、今までは新築と増築の場合に助成を行ってございましたが、今年度からは、屋根のふきかえや床の張りかえなど、さらにはトイレの改修等の整備にも助成を開始しております。また、市民が安心して地域活動に参加できますように、市民活動保険制度を新設いたしまして、市民活動の活性化と協働のまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上、本市において特に重要な課題となっております内容を中心に、その経過報告をさせていただきます。

さて、本日提案いたします案件につきましては、専決処分の承認を求めることについて4件、予算の繰越明許費に関する報告3件、条例の一部改正1件、消防ポンプ自動車購入契約1件、平成22年度一般会計補正予算1件、合わせて10件でございます。なお、今会期中に人事案件1件を追加提案する予定でございます。あらかじめご承知いただきたいと存じます。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに、副市長よりそれぞれご説明申し上げます。各議案とも慎重にご審議をいただき、原案のとおり承認、可決、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（黒沢義久君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりいたします。

日程第1 会期の決定

議長（黒沢義久君） 日程第1，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から6月11日まで11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（黒沢義久君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月11日まで、11日間と決定いたしました。

日程第2 報告第2号ないし報告第8号

議長（黒沢義久君） 日程第2，報告第2号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例の一部を改正する条例），報告第3号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例），報告第4号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例），報告第5号専決処分の承認を求めることについて（平成21年度常陸太田市一般会計補正予算（第8号）），報告第6号平成21年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について，報告第7号平成21年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について，報告第8号平成21年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について，以上7件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） 提案者にかわりまして、報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きいただきます。報告第2号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。平成22年6月1日報告，市長名でございます。

2ページに専決処分書の写しがございます。地方税法等の改正に伴い、平成22年4月1日から下記の条例を施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の条例を次のとおり専決処分する。記、常陸太田市市税条例の一部を改正する条例。平成22年3月31日，市長名。

今回の主な改正につきましては、1つ目といたしまして、個人市民税における扶養親族申告書の提出規定の創設，2つ目といたしましては、65歳未満の公的年金等所得に係る所得割の徴収方法の改正，3つ目といたしましては、市たばこ税の税率の改正，4つ目といたしましては、特別土地保有税の課税の特例に係る読みかえ規定の削除，5つ目といたしましては、非課税口座内

の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置の創設でございます。具体的な内容につきましては、新旧対照表でご説明をさせていただきます。

12ページをお開きいただきます。12ページの下第18条の3の2、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書から14ページの18条の3の3、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書につきましては、16歳未満の扶養控除が廃止されることに伴いまして、個人市民税非課税限度額の算定に16歳未満の扶養親族を含めた人数を把握できるよう扶養親族申告書の提出規定が創設されたことに伴う条文の追加でございます。施行期日は平成23年1月1日でございます。

16ページの第25条、給与所得に係る個人の市民税の特別徴収及び17ページの第26条、給与所得に係る特別徴収義務者の指定等につきましては、65歳未満の公的年金等所得に係る所得割額を給与所得がある者にあつては、原則給与から特別徴収するための文言の整理でございます。

23ページの第72条、たばこ税の税率につきましては、現行の1,000本につき3,298円の税率を4,618円に引き上げるものでございます。また、その下の附則で第14条の2、たばこ税の税率の特例につきましては、旧3級品の製造たばこに係る市たばこ税の税率を現行の1,000本につき1,564円から2,190円に引き上げるものでございまして、施行期日はどちらも平成22年10月1日でございます。

次に、附則第13条、特別土地保有税の課税の特例につきましては、旧の第13条にあります読みかえ規定の適用期限が経過し削除することに伴い、条項を繰り上げるものでございます。

24ページの附則16条の4でございます。非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例につきましては、平成24年から平成26年までの間に届け出た非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得に対する非課税措置の創設に伴います条文の追加でございます。施行期日は平成25年1月1日でございます。

恐れ入りますが7ページにお戻りいただくこととなりますが、上段に改正条例の附則がございます。第1条でございます。施行期日につきましては、平成22年4月1日から施行するものでございます。ただし、第1号から第5号までの関係条例につきましては、今までにご説明してまいりましたようにそれぞれの施行期日となっております。2条から8ページの4条までにつきましては市民税、固定資産税及び市たばこ税に関する経過措置の規定でございます。

続きまして、議案書29ページ、報告第3号に移らせていただきます。専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるとのことでございます。平成22年6月1日報告、市長名でございます。

30ページに専決処分書の写しがございます。地方税法等の改正に伴いまして、平成22年4月1日から下記の条例を施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の条例を次のとおり専決処分する。記、常陸太田市都市計画条例の一部を改正する条例。平成22年3月31日、市長名でございます。

今回の改正につきましては、本市において適用を受けていたものはございませんが、日本電気計器検定所、あるいは日本消防検定協会、軽自動車検査協会等に係る都市計画税の課税標準の特例措置が地方税法の一部改正により廃止されたことに伴いまして、附則第12項について、32ページにございますが、新旧対照表のとおり、その引用条項を整理するものでございます。

31ページにお戻りいただきますと、下段に附則がございます。第1項は施行期日、第2項は経過措置の規定でございます。

次に、報告第4号に移らせていただきます。

33ページをお開きいただきます。報告第4号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成22年6月1日報告、市長名。

次のページに写しがございます。専決処分書、地方税法等の改正に伴い、平成22年4月1日から下記の条例を施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の条例を次のとおり専決処分する。記、常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。平成22年3月31日、市長名。

今回の改正につきましては4点ございます。1つ目といたしましては、国民健康保険税の課税限度額の改正でございます。2つ目といたしましては、国民健康保険税の税額賦課基準の改正、3つ目といたしましては、非自発的失業者の給与所得の特例措置の新設、4つ目といたしましては、旧被扶養者であった者の国民健康保険税の減免期間の改正になります。具体的な内容につきましては、新旧対照表でご説明をさせていただきます。

39ページでございます。第2条、課税額でございますが、第2項におきまして、基礎課税分の課税限度額を47万円から50万円に引き上げるものでございます。さらに、第3項におきましては、後期高齢者支援金等課税分の課税限度額を12万円から13万円に引き上げるものでございます。

続きまして23条、国民健康保険税の減額でございますが、応益割合による軽減制限の撤廃に伴いまして、現行の6割、4割軽減から7割、5割、2割の軽減がとれるよう低所得者の負担軽減を図るものでございます。この減額に関しましては、別表第2にございますので44ページをお開きいただきます。

別表中、第23条第1号の欄に規定します金額が、7割軽減の額でございます。それから、45ページの同条第2号の欄に規定する金額が5割軽減の額でございます。次のページの46ページにございます同条第3号の欄に規定する金額が2割軽減の額でございます。

続きまして、非自発的失業者の給与所得の特例措置でございます。40ページまでお戻りいただきます。第23条の2、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例についてでございますが、国民健康保険の被保険者 65歳未満の者ですが、倒産、解雇等の理由により離職した場合、離職した日の翌日から翌年度末までの期間について、給与所得の金額を100分の30として計算する特例措置を新たに設けたものでございます。

次の41ページの24条の2、特例対象被保険者等に係る申告でございますが、これは23条

の2の規定の追加に伴いまして、申告方法の規定を新たに設けたものでございます。

続きまして、附則でございます。第2項、第8項、第13項及び第14項につきましては、法律の改正に伴う条文の整理でございます。

44ページの附則第15項、平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例でございますが、75歳以上の方が社会保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することによりまして、その扶養家族であります被扶養者の方、いわゆる65歳から74歳までの方が新たに国民健康保険に加入することになる場合の国民健康保険税の減免期間を「2年間」から「後期高齢者医療制度が廃止されるまでの当分の間」と改正するものでございます。

戻りまして38ページの附則でございます。附則第1、この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第13項及び第14項の改正規定につきましては、平成22年6月1日から施行する。附則の2、改正後の常陸太田市国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以降の年度分の国民健康保険税に適用することを規定してございます。

次に、報告第5号に移らせていただきます。

48ページをお開きいただきます。報告第5号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。平成22年6月1日報告、市長名でございます。

49ページに専決処分書の写しでございます。専決処分書、特別交付税の確定及び市債の変更等に係る予算措置について、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成21年度常陸太田市一般会計補正予算（第8号）。平成22年3月31日、市長名でございます。

51ページをお開きいただきます。平成21年度常陸太田市一般会計補正予算（第8号）でございます。平成21年度常陸太田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億472万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ249億1,374万5,000円とする。第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。平成22年3月31日専決、市長名。

事項別明細により説明をさせていただきます。

58ページをお開きいただきます。歳入でございます。第2款地方譲与税から第11款交通安全対策特別交付金までの補正は、それぞれの3月期の交付額の確定によるものでございます。

第14款国庫支出金の補正4,781万1,000円につきましては、交付金の額が確定したことによるもの、16款の財産収入の補正額37万円につきましては、基金利子の確定によるもの、第17款寄附金の補正につきましては、ふるさと常陸太田寄附金10万5,000円を受け入れたものでございます。

第21款市債でございますが、対象事業費の確定に伴い、それぞれの市債を変更するものでございます。

61ページをお開きいただきます。歳出でございます。次年度以降の償還財源として、減債基金に1億425万3,000円を積み立てるほか、寄附金や基金の利子をそれぞれの基金に積み立

てるものでございます。

恐れ入ります55ページにお戻りいただきまして、第2表、地方債の補正でございます。先ほど申し上げましたように、対象事業費の確定に伴い市債を変更するものでございまして、限度額合計23億8,750万円を21億8,880万円とするものでございます。

続きまして、報告第6号に移らせていただきます。

63ページをお開きいただきます。報告第9号平成21年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、平成21年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

64ページから繰越計算書でございます。国の補正予算に基づく地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・きめ細かな臨時交付金に係るもの、それから、県事業の繰り越しに伴うもの、河川敷内の工事協議や用地補償、電柱等の移設などに不測の日数を要したことなど、合計34事業についての繰越計算書でございます。

67ページをお開きいただきます。さきの9月定例会、12月定例会及び3月定例会で議決をいただきました繰越明許費合計21億6,788万3,000円の範囲内におきまして、21億6,700万5,180円を繰り越すものでございます。平成22年6月1日提出、市長名。

続きまして、報告第7号に移らせていただきます。

68ページをお開きいただきます。報告第7号平成21年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、平成21年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

69ページをお開き願います。繰越計算書でございます。款項の下水道事業費、事業名が那珂久慈流域下水道建設工事負担金につきましては、茨城県が施工する流域下水道建設事業を繰り越したことによりまして、本市に係る負担金427万円を繰り越すものでございます。平成22年6月1日提出、市長名でございます。

続きまして、報告第8号でございます。

70ページをお開きいただきます。報告第8号、平成21年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、平成21年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

71ページをお開きいただきます。繰越計算書でございます。款項の農業集落排水事業費、事業名が佐都4地区農業集落排水整備事業につきましては、工事に支障となる上水道の架設及び本布設に狭隘な道路なため、不測の期間を要したことによりまして3,160万円を繰り越すものでございます。平成22年6月1日提出、市長名でございます。

議長（黒沢義久君） 説明は終わりました。

日程第3 議案第36号ないし議案第38号

議長（黒沢義久君） 次，日程第 3，議案第 3 6 号常陸太田市職員の育児休業等に関する条例及び常陸太田市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部改正について，議案第 3 7 号消防ポンプ自動車購入契約について，議案第 3 8 号平成 2 2 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 1 号）について，以上 3 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） 議案書 7 2 ページをお開きいただきます。提案者にかわり説明させていただきます。

議案第 3 6 号常陸太田市職員の育児休業等に関する条例及び常陸太田市職員の勤務時間，休暇等に関する条例等の一部改正について，常陸太田市職員の育児休業等に関する条例及び常陸太田市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成 2 2 年 6 月 1 日提出，市長名。

提案理由でございますが，国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日に公布され，平成 2 2 年 6 月 3 0 日から施行されることに伴いまして，本条例の一部改正を行うものでございます。この条例改正は，国家公務員の育児休業等の制度改正に準じまして職員の育児休業等に関する規定を改正するため，市職員の育児休業等に関する条例及び関連する市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の 2 つの条例を一括して訂正するものでございます。今回の育児休業制度の改正点でございますが，具体的には 7 5 ページからの新旧対照表にございますが，要約をしてまとめて説明をさせていただきます。

7 5 ページから詳しく出ているわけですが，第 1 点目といたしましては，配偶者が既に育児休業をしている場合であっても，職員が育児休業をすることができるようになること，2 点目として，原則 1 回に限られていた育児休業の取得が，配偶者の産後休暇中に職員が最初の育児休業をした場合には，再度取得することができるようになること，3 点目といたしましては，配偶者が育児休業をしている場合でも，部分休業を取得することができるようになることなどがございます。

これらの改正は急速な少子化に対応するため，夫婦が共に育児における責任を担いつつ，仕事と生活の調和が図られるよう勤務環境を整備することを目的として行われたものでございまして，今回の条例改正では，これらの国家公務員に対する措置に準じて同様の措置を職員に講ずるに当たり，条例において定めなければならない事項について必要な改正を行っております。

7 4 ページの附則でございますが，この条例は，平成 2 2 年 6 月 3 0 日から施行するものでございます。

次に，議案第 3 7 号でございます。

8 3 ページをお開きいただきます。議案第 3 7 号消防ポンプ自動車購入契約について，平成 2 2 年 5 月 2 0 日，一般競争入札に付した消防ポンプ自動車購入について，下記のとおり購入契約を締結するため，地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定に基づき，議会の議決を求めるものでございます。記といたしまして，契約の目的は消防ポンプ自動車購入，契約の方法は一般競争入

札、金額は2,551万5,000円でございます。契約の相手方は株式会社モリタ、代表取締役社長中島正博でございます。平成22年6月1日提出、市長名。

今回の購入契約は、現在、太田6分団の一部、それから、太田7分団及び太田9分団に配備している消防ポンプ自動車、それぞれ購入から21年あるいは20年を経過しておりまして、整備計画に基づきまして上記の3台を買いかえるものでございます。

次の84ページに概要を記載してございますが、機動性、悪路走破性を高めるため、低床4輪駆動式としております。

次に、議案第38号に移らせていただきます。

別冊の横長の議案書1ページをお開きいただきます。議案第38号平成22年度常陸太田市一般会計補正予算(第1号)、平成22年度常陸太田市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,388万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ234億8,488万2,000円とする。平成22年6月1日提出、市長名。

6ページをお開きいただきます。事項別明細による説明をさせていただきます。歳入でございます。

14款2項4目土木費国庫補助金につきましては、太陽光発電設備等設置事業の財源として地域住宅交付金225万円を、さらに15款2項2目民生費県補助金につきましては、介護基盤緊急整備等臨時特例事業の財源として2,888万2,000円を見込んだものでございます。

また、18款2項1目の財政調整基金繰入金につきましては、歳出予算の一般財源分として275万円を繰り入れるものでございます。

次に、歳出でございます。

7ページをお開きいただきます。3款1項8目介護保険費でございますが、グループホームの施設整備費用と小規模多機能施設のスプリンクラー設置費用を徳田町の「すぎの木」に助成するものでございます。

4款1項7目環境衛生費の補正につきましては、太陽光発電やエコキュート等の設置事業費補助金に不足が見込まれるため500万円を追加するものでございます。

以上でございます。

議長(黒沢義久君) 説明は終わりました。

議長(黒沢義久君) 以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、6月3日、定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時48分散会